



# 日本における格付会社規制のあり方

---

平成20年10月15日

株式会社 日本格付研究所

# 1. 全体について

---

## (1) 規制の要否

JCRとしては、日本における格付会社規制の導入について、その必要性を認める。

## (2) 規制の対象

規制にあたっては、格付けの手法・プロセスの内容自体(いわば格付けの本丸)は、その対象としない。

規制は、あくまで格付けの外環部分にあたる

- ①利益相反行為の抑制、
- ②機密情報の管理、
- ③情報開示の促進、
- ④格付けの質維持のための措置、

といった点に限定。

特に利益相反行為の抑制は、規制の最大の眼目。

## 1. 全体について

---

### (3) 過剰規制(競争制限的規制)の回避

規制が過剰なものとなると、格付け業界への新規参入を阻害し、また業界内において規模の小さな会社に不利に作用する可能性。

この結果、格付け業界内の公正な競争を制限することのないよう特に配慮の要。

### (4) 規制における国際的整合性の確保

日本の格付会社は、将来、最大で日米欧3当局による重疊的規制を受ける可能性。従って、規制の国際的整合性を確保する必要性は大。

- 既に、米SEC規制案とEU規制案の間には、多くの不整合が存在。
- 日本における規制は、上記2規制案の最終版を十分踏まえて、更に規制間の不整合が生じないようにする配慮が必要。

## 1. 全体について

---

(5) 規制の実施面における関係当事国間のグローバルな枠組みの構築

(6) 報告中心の監督体制

(7) Code of Conduct との関係

## 2. 個別の論点について

---

### (1) 親会社規制

日本現法の親会社が格付業務を行なっている場合は、日本現法の規制に必要な限りにおいて親会社も規制の対象とすべき。

- 上述の規制実施面でのグローバルな枠組みの一環として対応すべき問題。

### (2) 親会社等と一体的にみる形での利益相反のチェック

### (3) コンサルタント業務の禁止

格付会社にとっては利益相反は明確。

### (4) 勝手格付け

勝手格付けは、その旨の然るべき表示を義務付け。

### (5) レート・ショッピングの可否

レート・ショッピングは抑制すべきではない。

- 格付けの寡占状態(特にSF分野)を緩和するには、格付先が複数の格付会社を選択できる余地を与えるべき。

以 上